

新潟県男性の育児休業取得促進助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 新潟県内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、事業主に対し、予算の範囲内において、男性の育児休業取得促進助成金（以下「県助成金」という。）を交付することにより、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を図ることを目的とする。

(通 則)

第2条 県助成金の執行に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び企業等において就業規則又は労働協約等に定める育児のための休業・休暇制度をいう。
- (2) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。
- (3) 事業主 新潟県内に事業所又は活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人、団体をいう。
- (4) 中小企業等 常時雇用する労働者が300人以下の企業、法人、団体をいう。

(交付対象事業主)

第4条 この事業の対象となる事業主は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業等の事業主とする。

- (1) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度実施要綱第3条に基づき県に登録された新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（ゴールド認定）であること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項に規定する特定事業主に該当しないこと。
- (3) 就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること。
- (4) 新潟県内の事業所に勤務する男性労働者に、子が2歳に達するまでの間に、通算14日以上の子育て休業（勤務を要しない日を含み、有給の日数を除く。以下「助成対象育児休業」という。）を取得させ、職場復帰させていること。
- (5) 育児休業取得者が属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替することへの手当を支給する賃金制度（例：業務代替手当、特別業務手当、応援手当等）を令和6年4月1日以降に就業規則又は労働協約等に規定し、制度に基づき助成対象育児休業期間における業務を代替した労働者に手当を支給していること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に關与していないこと。
- (7) 県助成金の適正な執行状況等を確認するため、当該事業主に関して県が国への照会を行うこと及び国からの照会に応じることに同意すること。

（助成額）

- 第5条** 交付する県助成金の額は、25万円とする。ただし、助成対象育児休業期間が通算29日以上の場合は、5万円を加算する。
- 2 同一事業主に係る支給については対象事業所の労働者への支給も含め、1回を限度とする。

（交付申請及び実績報告）

- 第6条** 県助成金の交付を受けようとする事業主は、交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該助成対象育児休業を取得した労働者が職場復帰した日（以下「職場復帰日」という。）から起算して2か月を経過する日又は職場復帰日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- (1) 子の生年月日を証する書類の提出にかかる同意書（休業取得者用）（別記第2号様式）
 - (2) その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

- 第7条** 知事は、前条に規定する県助成金の交付申請及び実績報告が適当であると認めたときは、県助成金の交付決定の可否及び交付すべき県助成金の額を当該申請者に通知する。

（県助成金の返還）

- 第8条** 知事は、県助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した県助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき
 - (2) 不正又は虚偽の申請により県助成金の交付決定を受けたとき

（併給調整）

- 第9条** 知事は、交付対象事業主が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第115条第1号及び第116条の規定に基づく育休中等業務代替支援コース助成金を雇保則第116条第10項第1号ハ及びニに該当する事業主として支給を受けた場合（同一の事由による受給予定のある場合を含む。）の併給を認めないものとする。

（その他）

- 第10条** この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に職場復帰をした労働者に係る申請及び報告に関するこの要綱による改正規定の適用については、第 4 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号、第 5 条第 4 項及び第 6 条第 1 項の改正規定を除き、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づく申請及び報告に係る様式は別に指定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 3 月 31 日までに第 6 条による申請及び報告をしようとする事業主のうち、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱第 8 条に基づき認定されたパパ・ママ子育て応援プラス認定企業については、第 4 条第 1 号を除き、本要綱の規定を適用する。
- 3 第 4 条第 4 号に該当する労働者が令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に職場復帰した事業主で、同年 10 月 1 日以降、第 4 条第 1 号に該当し、同年 11 月 30 日までに第 6 条の申請を行った場合は、第 5 条及び第 7 条に基づき交付を行うものとする。ただし、前項の規定に基づく事業主を除くものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。